

労働安全衛生規則の改正 平成 27 年 7 月 1 日より施行

足場の組み立てなどの作業に特別教育の受講が必要

平成 27 年 7 月 1 日以降に、足場の組み立てや解体または変更の作業のための業務にあたる場合（地上または堅固な床上での補助作業は除く）特別教育の受講が必要となります。

平成 27 年 7 月 1 日現在、業務に就いている方は

平成 27 年 7 月 1 日現在において、足場の組み立てや解体・変更の作業に就いている方は、特別教育の科目は短縮した時間での受講となります。

<経過措置>

現在、業務に就いている方は平成 29 年 6 月 30 日までは、経過措置がありますので、これまでに特別教育の受講が必要となります。

<特別教育をすべて省略できる方>

特別教育の科目をすべて又は一部について十分な知識や経験があると認められた方はこの特別教育を省略することができる。

- ① 足場の組み立て等作業主任者技能講習を修了された方
- ② 建築施工系とび科の訓練を修了した方。
- ③ とび科の 1 級または 2 級の技能検定合格者
- ④ とび科の職業訓練指導員免許をお持ちの方

足場の組み立てなどの後は注文者も点検が必要となります。

建設業、造船業の元請事業主等の注文者は、足場や作業構台の組み立て、一部解体・変更後は、作業を開始する前に足場を点検・修理を行ってください。

足場の作業床に関する墜落防止措置を充実させる。

床材と建地との隙間に関して

足場での高さ 2 m 以上の作業場所に設ける作業床として、床材と建地との隙間を 1 2 c m 未満とする。

（一側足場及びつり足場は除く）

床材が片側に寄ることで 1 2 c m 以上の隙間が出来る場合は、小幅の板材を敷く、床材がズレないように固定をする。また、床付き巾木の設置及び、床材の組み合わせを工夫することにより要件を満たすようにする。また、隙間に設置した巾木は、作業床の機能を果たさないため、要件を満たす必要がある。